

# 陳寅恪『唐代政治史述論稿』

「上篇 統治階級之氏族及其升降」訳注稿 (1)

陳 寅 恪 著／森 部 豊 訳

## Chen Yinque, A Brief Introduction to the Political History of the Tang Dynasty, Part 1

Translated by MORIBE Yutaka

This article is a Japanese translation of Chen Yinque, *Tangdai Zhengzhishi Shulungao*, which was published in Chongqing in 1943. This book consists of three parts: “Tongzhi Jiejizhi Shizu ji Qi Shengjiang,” “Zhengzhi Geming ji Dangpaifenyue,” and “Waizu Shengshuai zhi Lianhuanxing ji Waihuan yu Neizheng zhi Quanxi.” This article is the first in a series of three and summarizes the first portion of the book.

キーワード：陳寅恪 (Chen Yinque)、唐代政治史 (Political history of the Tang dynasty)、閩隴集團 (Guanlong group)、隴西李氏 (the Longxi Li clan)

## はじめに

## 上篇（本号掲載部分）解説

本稿は、陳寅恪『唐代政治史述論稿』「上篇 統治階級之氏族及其升降」の訳注稿である。ただし、すべてを載せると大部なものとなるので、3回にわけて掲載することとし、本稿は、唐の皇室である李氏の家系の考察部分までとする。

陳寅恪の『唐代政治史述論稿』が、戦後の日本における唐代史研究、あるいは中国「中古史」研究に大きな影響を与えたことは周知のことであろう。本書は「上篇 統治階級之氏族及其升降」「中篇 政治革命及党派分野」「下篇 外族盛衰之連環性及外患与内政之關係」からなり、このうち「上篇」は、唐代の統治階級の変遷をあとづけ、それらの種族と文化の問題について論じた部分である。

陳寅恪は、唐の皇室である李氏の出自を追い求め、『新唐書』「宗室世系表」の記述をもとに、それを検証していく。唐室は「隴西の李氏」を称しているが、隴西から中原への移住を、西涼滅亡時、李重耳が南朝の宋へ逃げてきたことに求めている。その後、北魏の侵攻に際し、李重耳は北魏に寝返るが、その後、再び宋側につかまったという。その子の李熙が北魏の金門を守る軍将で、かれが武川へ移住したと記し、ここから李淵へつながっていく系譜が描かれる。

これに対し、陳寅恪は、南北朝時代の史料（『宋書』『魏書』など）を博搜し、李重耳と李熙に相当する李姓の父子を探し出し、ついに李初古拔と李買得という二人の人物を特定する。彼らの事績と『新唐書』「宗室世系表」の記述には異同があるものの、それを統合的に解釈し、この両者は同一人物たちであると主張するのである。

ここまで論証した陳寅恪は、さらに一步、論をすすめていく。それは、李熙と彼の子の李天賜の墓が、河北の趙州に置かれていることに注目するのである。その場所は、中国中古時代の山東門閥である趙郡の李氏のある没落した家系が住んでいた場所と近接していることをつきとめ、唐室李氏が趙郡の李氏の没落した家系に連なるか、あるいはそうでなければ趙郡の李氏を仮託したものだったと結論付ける。

では、なぜ落ちぶれたとはいえ、山東門閥の趙郡の李氏出身の唐室が、それよりも家格の下がる隴西の李氏を名乗ったのか。それは、西魏・宇文泰に従って関中に入関した諸族が、関中地域の郡望へ変えられたためだという仮説を提示する。

ところで、陳寅恪のこの考証は、時代的変遷をたどっている。このことをあとづけた石見清裕によれば、1931年に発表した陳寅恪「李唐氏族之推測」（『中央研究院歴史語言研究所集刊』3本1分、1931、39-48頁）では、唐室李氏の祖先を非漢族の出身とするが、1933年の同「李唐

氏族之推測後記」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』3-4、1933、511-516頁)において、その論は大きく変わり、本書に見られるような趙郡の李氏の出自になったという。そして、その背景には、1930年代初頭の日本による中国侵略が背景にあったことを指摘する<sup>1)</sup>。

## 版本

日本の学術論文などでこの本が引用される時、初版を1943年とするものと1944年にするものがあるが、日中戦争の最中の1943年5月に重慶の商務印書館から出版されたものが本書の初版である<sup>2)</sup>。訳者の手元にある1943年版の奥付には「中華民國三十二年五月初版」と記され、発行人は「重慶白象街／王雲五」、発行所は「商務印書館印刷廠」となっている。

ついで、翌年の1944年2月に、同じ重慶の商務印書館から本書が出版されているが、訳者はこれを確認していない。この1944年版は、日中戦争終了後の1947年に、上海の商務印書館から再版されている。今、訳者の手元にある1947年版を見ると、その奥付に「中華民國三十三年二月重慶初版」、改行して「中華民國三十六年二月上海初版」と記されている。ここには、1943年(中華民國三十二年)出版の奥付がない。そのため、1947年版を戦後に購入した場合、1944年が初版であるかのような印象をうける。これが日本における書誌情報の誤認となったのではなかろうか。

また、1947年版には「唐代政治史述論稿正誤表」が載せられ、1943年版の誤字・脱字などの修正が示されている。正誤表と1947年本文を比較するとすべて訂正されている。ただし、この正誤表が1944年版にもすでに付せられていたかどうかはわからない<sup>3)</sup>。少なくとも1947年版の段階では修正された「第2版」であったこととなる。

その後、中華人民共和国が成立した後、1956年2月に北京の生活・読書・新知三聯書店から本書が出版された。1956年版の説明に「本書は、かつて1944年に重慶で商務印書館から出版された。今回の再版は、1947年の商務印書館の上海版にもとづき、もとの組版と書写上の誤植を校正しただけで、そのほかは修訂していない」とある。ただし、この修訂に陳寅恪が関わったかどうかは不明である。

1) 「唐王朝成立史の研究をふりかえって」『唐代史研究』第22号、唐代史研究会、2019)。

2) 蒋天枢「唐代政治史略稿手写本序」(『唐代政治史略稿 手写本』上海古籍出版社、1988)に、『唐代政治史述論稿』の最初の出版は、1943年5月に重慶商務印書館から出版されたと、述べられている。

3) 訳者は、残念ながら1944年版を見ていないので、あるいは、1943年版の誤りを、1944年版で修正している可能性もある。1947年版の奥付が、1944年版との併記で、かつともに「初版」としていることから、1947年版は1944年版の重刷の可能性はある。

この1956年版を1947年版と比べると、わずかな修正が見られる。今回の訳稿の範囲では、引用される『新唐書』「宗室世系表」の末尾の部分がそれに該当する。すなわち、『新唐書』原文では、「次曰太祖」の後ろに「次乞豆」の三文字があるが、1947年版には無く、1956年版では補われている（脚注16参照）。1956年版は、翌1957年には第二次印刷版が出ている。

その後、文革中に陳寅恪も批判対象になったせい、本書の中華人民共和国における再出版は、1980年代以降となる。1982年に上海古籍出版社が陳寅恪文集を出版し、その中に『唐代政治史述論稿』をおさめている。1982年版に付せられた説明書きには、1957年版（1956年版第二次印刷）の紙型をつかって重印した、とある。この後、大陸で現在なお版を重ねている『唐代政治史述論稿』は、この1956年版系統であり、その意味で、1956年版は「第3版」と言えるだろう。

一方、台湾でも本書は重版されている。訳者の手元には、台湾商務印書館から出版された新人文庫シリーズのものがあり、その奥付は「1994年8月臺二版第一次印刷」とある。この書の初版は、1966年に「臺一版」がでている。ただし、その本文は、中華人民共和国で出版されているものとは異なっており、1947年上海版の系統、すなわち「第2版」のようである。

本書に関しては、もう一つ、重要な関連書籍がある。それは、1988年に上海古籍出版社から出版された『唐代政治史略稿 手写本』である。これに関して、同書に序文を寄せた蒋天枢は重慶で陳寅恪に会った時に言われた言葉を記録している。それによると陳寅恪は香港滞在時に清書していた原稿があったが、上海へ来た時に紛失したため、不完全な最初の草稿を商務印書館にわたし、『唐代政治史述論稿』として出版したのだという。ところが、実際には、清書した原稿は上海浙江興業銀行の王兼士氏に託されており、後に王氏はこの清書原稿を上海古籍出版社に手渡し、それが陳寅恪の弟子にあたる蒋天枢の手にわたったのだという。その清書原稿を影印出版したのが『唐代政治史略稿 手写本』である。ただし、蒋天枢も指摘しているが、陳寅恪は清書原稿に細かな修正を加え、一段落すべてを削除し、あるいは表現を大きく書き換えるなど、かなり手を加えている。また、引用史料の誤記も修正している。その結果、『唐代政治史述論稿』より、かなり読みやすくなっている。

本訳稿は、1947年版を底本とした。1944年版を見るができないためであるが、確実に1943年初版の誤字・脱字を修訂していること、又、現在の台湾で発行されているテキストに近いと思われるからである。訳に際しては、『手写本』を参照し、1947年版との異同箇所を脚注で示した。また、1982年上海古籍出版社版も適宜参照した。

## 【凡例】

- 本文中の（ ）は陳寅恪による補注、補訳である。なお、陳寅恪は手写本において、「補注の（ ）は不要で小注に改める（括弧不要、改作小注）」などの指示をしているが、この点、一部の例外を除いて脚注ではふれない。
- 本文中の〔 〕は訳者による補注、補訳である。
- 訳者による訳注は脚注でしめす。
- 引用史料中の用語や陳寅恪の使用した用語のうち、「夷狄」「胡」などは訳さず、「 』で原文のまま示した。これらを異民族、非漢族などと訳すと、原史料や陳寅恪が伝えるニュアンスが薄れると考え、これらの語句はあえて訳出しなかった。ただ、具体的エスニックグループを指すことが明らかな場合、ルビの形で訳を付した。
- 陳寅恪は史料引用の際、原文を省略しながら引用する場合があるが、それらは「(上略)」「(中略)」「(下略)」と明記する場合と、「略曰」と言うのみで、省略箇所を示さない場合とある。前者は原文のまま示し、後者については、訳文において「……」で省略部分を示した。

## 【訳注稿】

## 上編 支配階級の氏族とその交代

『朱子語類』巻136「歴代門・三」<sup>4)</sup>に、

唐の皇室は「夷狄」の出身である。だから宮中において礼節を失うことは、不思議なことではない。

とある。朱子の言葉は非常に簡略で、その意味を詳しく知ることはできないが、この簡略な言葉には、種族と文化という二つの問題がふくまれている。この二つの問題は、唐代史を理解する上で最も重要な点であり<sup>5)</sup>、唐代史の研究者は軽視すべきではない。本書ではまず唐代三百年間の支配階級の中心であった皇室の氏族の問題<sup>6)</sup>について論じ、そのあと他の支配階級の種族

4) 1947年版は「朱子語類壹陸歴代類参」。手写本および『朱子語類』により訂正する。

5) 1947年版は「而此二問題実李唐一代史事關鍵之所在」。手写本は「而此二問題实李唐史事關鍵之所在」と「一代」を削除する。

6) 1947年版は「氏族問題」。手写本の原文は「氏族及文化問題」とし、それを修正して「氏族」とする。

と文化の問題を論じていこう。

### 唐の李氏の系譜

唐の皇室は、唐朝創業期と初期の君主について<sup>7)</sup> 女系からみると、高祖〔李淵〕の母が独孤氏であり、太宗〔李世民〕の母は竇氏すなわち紇豆陵氏であり、そして高宗〔李治〕の母は長孫氏であり、いずれも「胡種」であって「漢族」ではない。だから、唐の皇室は、女系からいえば「胡族」と混血していることは周知の事であり、くわしく述べる必要はない。ここでは、男系の李氏一族<sup>8)</sup> に範囲をしぼって論じていこう。

唐の皇室には、もともとみずから著わした家譜があったはずだが、その原本は、今では見ることはできない。しかし、『冊府元龜』や両『唐書』に見える唐皇室の先祖の出自に関する記述は、唐の皇室がみずから撰述した家譜によるものであり、また<sup>9)</sup> 唐の太宗御撰の『晋書』も、唐の皇室がみずからその出自と来歴を述べた重要な史料である。そこで、ここでは<sup>10)</sup> 唐の皇室がその家系をみずから述べたこれらの史料にもとづき、別に<sup>11)</sup> その他の史料を利用して相互に参照しつつ、この問題を論じていこうとおもう<sup>12)</sup>。

唐の皇室である李氏の家系の記述は、『冊府元龜』巻1「帝王部帝系門」、『旧唐書』巻1「高祖本紀」、『新唐書』巻1「高祖本紀」、『北史』巻100「序伝」および『晋書』巻87「涼武昭王李玄盛伝」などに見える<sup>13)</sup>。しかし、これらは『新唐書』巻70上「宗室世系表上」の詳細な記述にはおよばない。そこで、『新唐書』「宗室世系表」とそのほかの史料にもとづき、比較検討していきたい<sup>14)</sup>。「宗室世系表」には次のようにある。

(李) 歆は字を士業といい、西涼の後主である。八人の子がいた。昂・紹・重耳・弘之・崇明・崇産・崇庸・崇祐という。重耳は字を景順と言う。西涼が減んだため、〔南朝の〕宋に逃げて、〔宋の〕汝南太守となった。北魏が豫州を攻め落とすと、〔重耳は〕この地をもつ

7) 1947年版は「唐代創業及初期君主」。手写本は「唐代皇室創業及初期君主」と「皇室」を補う。

8) 1947年版は「男系父統之氏族」。手写本は「其男系父統之氏族」と「其」を補う。

9) 1947年版は「即」。手写本は「又」と修正する。

10) 1947年版は「故茲依拠」。手写本は「故即依拠」とする。

11) 1947年版は「復」。手写本では「別」と修正する。

12) 手写本は、この段落と次の段落の間に「李唐疑是李初古拔之後裔」という小見出しをつける。

13) ここに列挙する諸史料は、手写本では「新旧『唐書』巻1「高祖本紀」、『北史』巻100「序伝」、『晋書』巻87「涼武昭王伝」林室『元和姓纂』、『冊府元龜』巻1「帝王部・帝系門」とあって、『元和姓纂』を補足している。

14) 1947年版は「今即依此表与其他史料討論之」。手写本は「今即依拠此表与其他史料比較討論之」とする。

て北魏に帰順し、〔北魏から〕恆農太守に任命された。その後ふたたび宋の將軍である薛安都に攻め落とされた。〔李重耳は〕北魏の安南將軍・豫州刺史であった。〔李重耳から〕獻祖・宣皇帝、諱は熙、字は孟良が生まれた。〔李熙は〕北魏の金門鎮將であった（『旧唐書』卷1「高祖本紀」には「〔李熙は〕「豪傑」を率いて武川に駐留し、ここに住み着いた」とある。『新唐書』卷1「高祖本紀」も同じ）。〔李熙から〕懿祖・光皇帝、諱は天賜、字は德真が生まれた。天賜には三人の子がいた。長男は起頭といい、長安侯となった。〔起頭から〕達磨が生まれ、北周の羽林監・太子洗馬・長安県伯となった。……次男は太祖（虎）<sup>15)</sup>である<sup>16)</sup>。

この「宗室世系表」の記述は、まちがいをなく唐の皇室がみずからその家系をのべた古い記録にもとづいているはずである。ここで、この史料に記録された李重耳・李熙父子の事跡について、その内容を分析してみると、彼らが西涼の李暠の直系の子孫<sup>17)</sup>であるということ以外、さらに七点にまとめられ、それを列挙すると次のようになる。

- (1) その姓は李である。
- (2) 父は、宋の汝南太守であった。
- (3) 北魏が豫州を攻め落とすと、父はその地をもって北魏に帰順した。
- (4) 父は、北魏の恆農太守となった<sup>18)</sup>。
- (5) 父は、宋の將軍である薛安都に敗れ、捕虜となった<sup>19)</sup>。
- (6) 父は、北魏の安南將軍・豫州刺史であった。
- (7) 子は北魏の金門鎮將であった。

### 『新唐書』「宗室世系表」と『宋書』『魏書』との比較

『宋書』卷5「文帝本紀」に次の記事がある。

15) 手写本は「(虎)」を削除する。

16) 引用史料の『新唐書』卷70上「宗室世系表上」〔中華書局、1975年〕の最後の部分は、「三子、長曰起頭、長安侯、生達摩、後周羽林監・太子洗馬・長安縣伯、**其後無聞**。次曰太祖。次乞豆」であるが、1947年版、手写本ともに「次曰太祖」までの引用で終わっている（ゴシック体部分は引用省略）。台湾本は、この系統である。しかし、1982年上海古籍版は、「次曰乞豆」まで引用する。

17) 1947年版は「西涼**李暠之正支**後裔」。手写本は省略して「西涼後裔」とする。

18) 1947年版は「父為後魏恆農太守」。手写本は「父為恆農太守」とする。

19) 1947年版は「父為宋將薛安都所陷、**即所擒**」。手写本は「即所擒」を削除する。

〔元嘉二十七〔450〕年<sup>20)</sup>二月〕辛亥<sup>21)</sup>、「索虜」<sup>北魏</sup>が汝南の諸郡を侵略した。陳・南頓<sup>22)</sup>二郡太守の鄭琨と汝陽・潁川二郡太守の郭道隱は守備を放棄して逃走した。「索虜」は懸瓠城を攻撃したが、行汝南郡事の陳憲がこの攻撃をくいとめた。

また『宋書』<sup>23)</sup>卷72「南平穆王鑠伝」に次の記事がある。

「索虜の<sup>皇帝</sup>大帥」の託跋燾<sup>24)</sup>が南進して陳郡と潁郡に侵入し、ついに汝南郡の懸瓠城を包囲した。行汝南太守の陳憲は城を固く守った<sup>25)</sup>。

また『宋書』卷77「柳元景伝」は、おおよそ次のように記す<sup>26)</sup>。

(元嘉)<sup>27)</sup>二十七年八月、(随王の)誕は振威將軍の尹顛祖を賁谷から出軍させ、奮武將軍の魯方平・建武將軍の薛安都・略陽太守の龐法起を盧氏に入らせた。(中略)閏〔十〕月<sup>28)</sup>、龐法起・薛安都・魯方平の諸軍が盧氏に入った。(中略)龐法起の諸軍は進んで弘農城<sup>29)</sup>から五里の場所にある方伯堆に駐屯した。(中略)諸軍は城攻めの機械をつくり、兵を城壁の下まで進軍させた。〔北魏が任命した〕偽の弘農太守である李初古拔は籠城し守りを固めた。龐法起・薛安都・魯方平の諸軍は太鼓を打ちならし、閨の声をあげて、城壁をのりこえた。(中略)薛安都軍の副將の譚金と薛係孝は兵をひきいて先に登り、李初古拔親子二人を生け捕りにした。(中略)殿中將軍の鄧盛と幢主の劉驂乱が荒田に人を入れ、宜陽の人

20) 北魏太武帝の太平真君十一年。

21) 『宋書』〔修訂本、中華書局、2018年〕によれば、「(元嘉)二十七年二月」に「辛巳」は無く、ここは「辛亥」に改めている。また、1947年版は引用史料を「(元嘉)二十七年二月辛巳」と書き出すが、『宋書』原文と照らし合わせると、正確には「(元嘉二十七年二月)辛巳」とすべきである。ここでは、「辛巳」を「辛亥」にあらため、史料の引用については「元嘉二十七年二月」部分を補う表記とした。

22) 手写本は「陳・頓」とする。

23) 1947年版は、以下『宋書』をすべて「同書」とする。手写本により改めた。

24) 拓跋燾のこと。北魏第三代皇帝の太武帝。在位423～452年。

25) 『宋書』卷72「南平穆王鑠伝」の原文は「索虜大帥託跋燾南侵陳・潁、遂圍汝南懸瓠城。行汝南太守陳憲保城自固」。1947年版の引用はゴシック体箇所を省略している。手写本は前者の「汝南」は補うが、後者の「行汝南」は省略する。

26) 1947年版は「略云」。手写本は「云」とする。

27) 1947年版は「(元嘉)」。手写本は( )を削除するが、『宋書』により、1947年版のままとする。

28) 1947年版、手写本ともに「(閏)十月」とするが、『宋書』によって「閏〔十〕月」に改めた。

29) 1947年版引用では「弘農」とするが、手写本は「弘農城」と「城」を補う。

である劉寛虜を招き、二千余人の義徒を率い合わせて、ともに金門鄔を攻撃し、皆殺しにした。殺された〔金門鄔の〕戍主の李買得は、〔李初〕古拔の子であり、「虜」の永昌王北魏の長史でもあり、その勇ましさは「戎類」の中でぬきんでていた。永昌〔王〕は彼の死を聞いて、自分の両手を失ったかのように感じた。

また『宋書』巻95「索虜伝」は、およそ次のように記す<sup>30)</sup>。

(元嘉)二十七年、拓跋燾はみずから歩兵・騎兵十万を率いて汝南に侵攻した。(中略)宣威將軍で陳・南頓二郡太守の鄭琨<sup>31)</sup>と綏遠將軍で汝陽<sup>32)</sup>・潁川二郡太守の郭道隱は共に城をすてて逃走した。「虜」は淮西の六郡を略奪し、大量に殺戮した。懸瓠城を攻めて包圍したが<sup>33)</sup>、城内の戦士は千人にも満たなかった。これに先立ち、汝南・新蔡二郡太守の徐遵之は郡をすてて逃げた。南平王の鑠北魏は当時、壽陽を守備しており<sup>34)</sup>、右軍行參軍<sup>35)</sup>の陳憲を派遣し、郡の職務を行わせた。陳憲は籠城して守りを固めた。(中略)〔拓跋〕燾は、從弟<sup>36)</sup>である永昌王の庫仁真の歩兵・騎兵一万人余りを派遣し、攻略した六郡の人々を率いさせ、北に赴いて、汝陽に駐屯させた。(中略)〔宋の〕太祖は、陳憲が城を守り抜いたことを喜び、詔して次のように言った。「右軍行參軍・行汝南・新蔡二郡軍事<sup>37)</sup>の陳憲、尽力して防衛し、城を守りぬき侵略者を打ちやぶった。その忠誠と勇敢な功績をもって、表彰して拔擢することを加え、龍驤將軍・汝南新蔡二郡太守とすべし」。

また『魏書』巻61「薛安都伝」は、次のように記す。

その後、盧氏から弘農に侵攻し、〔弘農〕太守の李拔らをとらえ、ついに陝城に迫った。時に秦州刺史の杜道生が薛安都を討ったので、〔薛安都は〕李拔らを捕虜にしたまま南へ逃

30) 1947年版は「略云」。手写本は「云」とする。

31) 1947年版、手写本ともに「鄭緄」。『宋書』〔修訂本〕によって「鄭琨」に改めた。

32) 1947年版、手写本ともに「汝南」。『宋書』〔修訂本〕によって「汝陽」に改めた。

33) 1947年版は「攻懸瓠城」。手写本は「攻困懸瓠城」と修正している。

34) 1947年版では「南平王」。『宋書』は「南平王鑠時鎮壽陽」に作る。手写本も『宋書』原文に従う。

35) 1947年版、手写本ともに「左軍行參軍」とするが、『宋書』によって「右軍行參軍」に改めた。

36) 『宋書』(修訂本)の校勘記によれば、「從弟」ではなく「從子」が正しいとする。

37) 1947年版、手写本ともに「右軍・行汝南・新蔡二郡軍事」。『宋書』により「右軍行參軍・行汝南・新蔡二郡軍事」に改めた。

げた。世祖（拓跋燾）<sup>38)</sup>が長江のほとりまで攻め込んだ時になって、李拔らは帰ることができた。

以上の引用した南北朝時代の正史には、李初古拔という父と、その子李買得のことが見える。かれらの名は「胡名」に類するが、姓は漢人の姓である。その姓は李なので、先に列挙した第一条〔の「その姓は李である」〕と一致する<sup>39)</sup>。

李初古拔は〔北魏の〕<sup>40)</sup>弘農郡太守であったという。「弘農」は〔『新唐書』「宗室世系表」にみえる〕「恆農」と同じである。これは、北魏が〔献文帝・拓跋弘の〕諱を避けるために、「弘農」を「恆農」に改めたものである<sup>41)</sup>。この事実は、第四条〔の「父は、北魏の恆農太守となった」〕と一致する。

李初古拔は宋の將軍である薛安都に捕らえられたが、これは第五条〔の「父は、宋の將軍である薛安都に敗れ、つまり捕虜となった」〕と一致する。

『宋書』「柳元景伝」に「李初古拔父子を生け捕りにした<sup>42)</sup>」とあり、『魏書』「薛安都伝」に「李〔初古〕拔らを捕らえて<sup>43)</sup>、李拔らをとらえたまま南へ逃げた。世祖（拓跋燾）が長江のほとりまで攻め込んできた時になって、李拔らは帰ることができた」とあることから、李初古拔の息子は複数いたと考えることができる。おそらく李買得が戦死した後、李買得の兄弟がその職を相続したのだろう。ただ、今はその事実を確かめることはできない<sup>44)</sup>。しかし、『冊府元龜』巻1「帝王部帝系門」、両『唐書』巻1「高祖本紀」などに、〔息子の〕李熙が精強の兵を率いて武川に駐留し、よってここに住み着いたと記すのは<sup>45)</sup>、のちに宇文泰が根本的に修正したものであり、事実ではない<sup>46)</sup>。このことは後に詳しく論じることとする。要するに、『新唐書』「宗室世系表」では李熙は金門鎮將といい、『宋書』「柳元景伝」では李買得は金門鄔戍主であ

38) 1947年版は「世祖（拓跋燾）」。「拓跋燾」を削除する。

39) 1947年版は「是与上列第一条適合」。手写本は「則是与上列第一条適合」と「則」を補う。

40) 1947年版は「李初古拔為弘農太守」。手写本は「李初古拔為後魏弘農太守」と「後魏」を補う。

41) 1947年版は「後魏以避諱故改稱恆農」。手写本は「以避諱改字」とする。ちなみに『旧唐書』および『新唐書』の「高祖本紀」で述べる李重耳の事績では「弘農」に作る。

42) 1947年版は「生擒李初古拔父子」。手写本は「生禽李初古拔父子」と『宋書』の原文通りに修正する。

43) 1947年版は「安都擒李拔等」。手写本は「安都禽李拔等」と『宋書』の原文通りに修正する。

44) 1947年版は「則李初古拔当不止一子、殆買得死難。以弟或兄代領其職、今不能確知」。手写本は「則李初古拔或不止一子、或買得死難。以弟代領其職、今不能懸決」とする。

45) 1947年版は「但冊府元龜壹帝王部帝系門及兩唐書壹高祖紀等書李熙率豪傑鎮武川、因留居之記載」。手写本は「但冊府元龜壹帝王部帝系門及兩唐書高祖紀稱李熙率豪傑鎮武川、因家焉之記載」とする。

46) 1947年版は「乃後來宇文泰所改造、並非事實」。手写本は「乃經宇文泰所修改」とする。

るが、〔金門という〕地名がちょうど同じなので、第七条〔の「子は北魏の金門鎮将であった」〕と一致すると認めてよいだろう<sup>47)</sup>。北魏の諸鎮が置かれた時期とその地位・名望などの問題は別のことであり、ここでは論じない<sup>48)</sup>。

また<sup>49)</sup> 第二条の「父は宋の汝南郡太守であった」ことは、上に引用した史実を調べてみると、絶対に成り立たないことがわかる。おもうに、〔李初古拔が〕「宋の將軍である薛安都に捕らえられた」時は、元嘉二十七年であることに間違いない。元嘉二十七年ころの宋側の汝南太守の姓名は、すべてわかっている。すなわち、〔汝南郡の〕<sup>まち</sup>城を棄てて逃げた郭道隱、汝南郡から逃亡した徐遵之がそれであり、また陳憲は先に汝南郡の職務を代行し、後に城を守りぬいた功績によって実務のある〔汝南・新蔡二郡太守の〕職をあたえられている<sup>50)</sup>。だから時系列にこれらをならべて推測すると、李重耳が宋の汝南太守であった余地はまったく無い。『宋書』「柳元景伝」に「李買得は永昌王の長史であり、永昌王は彼の死を聞くと、左右の手を失ったように感じた」とあるのに拠ると、李氏父子と永昌王との関係が密接であったことを推測させる<sup>51)</sup>。『宋書』「索虜伝」には「永昌王が北方の汝陽に駐屯した」とある。『資治通鑑』は、永昌王の汝陽駐屯の事を元嘉二十七年三月に繫年し、李初古拔が捕虜となったことを元嘉二十七年閏十月に繫年している。汝陽県はもともと汝南郡に属しており、後に分かれて汝陽郡となった<sup>52)</sup>。だから時間の経過と地理的近さ<sup>53)</sup>、および人間関係から論じれば、李初古拔は〔薛安都に〕捕らえられる以前、永昌王に従って豫州の地に駐屯しており、〔この時に北魏から〕汝南太守を授けられた<sup>54)</sup>、と考えることができる。そうならば、『新唐書』「宗室世系表」にいう「汝南太守」は宋の汝南太守ではなく、北魏の汝南太守であったことを書き換えて出来上がった文章ということができる<sup>55)</sup>。

47) 1947年版は「亦可認為」。手写本は「亦可認」とする。

48) 手写本は「北魏の諸鎮が置かれた時期とその地位・名望などの問題は、別のことであり、ここで論じることではない」の一文を削除する。

49) 1947年版は「又」。手写本は「至」とする。

50) 1947年版は「陳憲則先行郡事、後以守城功擢補実官」。手写本は「陳憲則行郡事、後以功擢補実官」とあって「先」「守城」の三字を削除している。

51) 1947年版は「可以推知」。手写本は「以推」を削除し、「可知」とする。

52) 1947年版は「後別分為汝陽郡者」。手写本は「別」を削除する。

53) 1947年版は「地理接近」。手写本は「地域接近」とする。

54) 1947年版は「因有汝南太守之授」。手写本は「故因有汝南太守之授」と「故」を補う。

55) 1947年版は「然則此唐室譜牒所言之汝南太守実非宋之汝南太守、乃由魏之汝南太守所修改而成者也」。手写本ではゴシック部分を削除し「然則此汝南太守非宋之汝南太守、乃魏之汝南太守也」とする。

第六条の安南將軍・豫州刺史であったというのは、上記の第二条と関係がある<sup>56)</sup>。『冊府元龜』卷1「帝王部帝系門」を調べてみると、「豫州刺史」の上に「贈」の字があり、この豫州刺史は後から追贈した官位であったことがわかる。だからここでは問題とならず、検討の必要はない<sup>57)</sup>。

『魏書』「薛安都伝」には「〔薛安都は〕李拔らをとらえたまま南へ逃げた<sup>58)</sup>。世祖が長江のほとりまで攻め込んできた時になって、李拔らは帰ることができた」とある。これは李初古拔が、もとは「北」から「南」へ、そしてふたたび「南」から「北」へもどったという、ひとまとまりの話である。〔後に〕唐の皇室の李氏が先祖の事績を述べた時、こともあろうにこれによって書き換えたのかもしれない。〔つまり〕李重耳が「北」から「南」へ逃げ、また「南」から「北」に帰順した、とこじつけたのではないだろうか<sup>59)</sup>。幸いにもその記録と他の史料との間に符合する点と矛盾する点があり、すこしの疑問点のはこっているが<sup>60)</sup>、長い間をへて、ついにその隠された事実が明らかになったのである<sup>61)</sup>。

また、『魏書』「薛安都伝」の「李拔」は、『宋書』「柳元景伝」の「李初古拔」の略称<sup>62)</sup>と雅名である。〔たとえば〕『梁書』卷56「侯景伝」では侯景の祖父の名は「周」とするが、『南史』卷80「侯景伝」では羽乙周としているのは、これと同じ例である<sup>63)</sup>。思うに、非漢人の名はもともと音転写したものであるので、複雑かつ粗野なものとなり、中華風の雅な名前とは異なる<sup>64)</sup>。そのため、後世の史官は文章を書くとき、〔原名から音訳した非漢人の名に対し〕省略や削除をおこなった。そもそも侯景が帝位についた時、〔彼の祖先の〕七廟の中で父と祖父以外の諱は、王偉

56) 1947年版は「与第二条有関、檢冊府元龜壹帝王部帝系門之文」で切れるが、手写本は「与第二条為宋汝南太守相関、同与上引史文衝突實為不可能之事。但檢冊府元龜壹帝王部帝系門之文」とする。

57) 1947年版は「是豫州刺史乃後來追贈之官、故於此不成問題、可不討論矣」。手写本は「是豫州刺史乃後來贈官、故於此可不成問題矣」と書き換えと削除をしている。

58) 1947年版の引用は「(安都)仍執(李)拔等南遁」。手写本は両方の( )を削除する。訳稿は『魏書』の原文にもとづき、「薛安都は」を補った。

59) 1947年版は「是李初古拔原有自北至南、復自南還北一段因縁、李唐自述先世故実、竟或因此加以修改、以傳会李重耳之由北奔南、又由南歸北耶?」。手写本では「是李初古拔原有由北遁南、復由南歸北一段因縁。李唐自述先世故実、或因此加以修改傳会」と書き換えている。

60) 1947年版は「記載符合及矛盾、留一罅隙」。手写本は「記載矛盾、留此罅隙」とする。

61) 1947年版は「遂得以発其覆也」。手写本は「遂得以発其覆耳」とする。

62) 1947年版は「渝称」。手写本は「省称」とする。

63) 1947年版は「梁書伍陸侯景伝載景之祖名周、……正与此同例」。手写本はゴシック部分を削除し「梁書伍陸侯景伝景祖名周、……与此同例」とする。

64) 1947年版は「蓋胡人名字原是对音、故成繁鄙、異於華夏之雅称」。手写本は「蓋胡人名字每多繁複、殊異乎華夏之雅称」と書き換える。

が後から創造したものである（『梁書』および『南史』「侯景伝」を参照）<sup>65)</sup>。それは天下の後世で代々笑い話となったが、唐の皇室の李氏の先祖の名前もまた、これとほぼ似たものであるとは思ひもよらなかった<sup>66)</sup>。また、『魏書』巻42「薛辯伝・附長子初古拔伝」（『北史』巻36「薛辯伝」も同じ）<sup>67)</sup>には次のようにある。

長男の初古拔は、別名を車輅拔（『北史』では、「輅」を「穀」に作る）<sup>68)</sup> という。本名は洪祚であり、〔北魏の〕世祖が名を賜った。

『魏書』巻32「高湖伝」もまた、高各拔という名前をのせている<sup>69)</sup>。そうならば、「初古拔」あるいは「車輅拔」は当時の一般的な「胡名」であり、李初古拔も同時代の薛洪祚のように、またもとは漢名があったが、ただ〔北魏皇帝が与えた〕「胡名」で歴史上に知られているだけではないだろうか、という疑いが残るのである<sup>70)</sup>。

要するに、『新唐書』「宗室世系表」の記述から〕先に列挙した七条のうち<sup>71)</sup>、第一、第四、第

65) 1947年版は「(見梁書南史侯景伝)」。手写本は「(事見梁書南史侯景伝)」と「事」を補う。『梁書』巻56「侯景伝」〔修訂本、中華書局、2020年〕に次のように見える。

其れ左僕射の王偉 七廟を立てんことを請う。〔侯〕景曰く「何をか七廟為りと謂う？」と。偉曰く「天子七世の祖考を祭る。故に七廟を置く」と。并わせて七世の諱を請い、太常に敕して祭祀の礼を具えせしむ。景曰く「前世のこと、吾れ復た憶えず、惟だ阿翁の名は標たり」と。衆聞きて咸竊かにこれを笑う。景の黨、景の祖の名は周（『南史』巻80「侯景伝」では乙羽周）たるを知る者有り、自外は悉く是れ王偉 其の名位を制し、漢の司徒の侯霸を以て始祖と為し、晉の徴士の侯瑾を七世の祖と為す。是において其の祖の周を追尊して大丞相と為し、父の標を元皇帝と為す。

66) 1947年版は「豈知李唐皇室先世之名字亦有与此略相類似者乎？」。手写本は「豈知李唐皇室先世之名字亦有与此相類者乎？」とする。

67) 1947年版は「又捫魏書肆式薛辯伝附長子初古拔伝（北史參陸薛辯伝同)」。手写本はゴシック部分を削除する。

68) 1947年版は「一曰車輅拔（北史輅作穀)」。手写本は「一曰車各拔」と改字と注の削除をしている。『魏書』〔修訂本、中華書局、2017年〕の該当箇所は『北史』などに拠って「一曰車穀拔」と書き換えている。

69) 1947年版は「同書參式高湖伝亦附載高各拔之名」。手写本は「同書參式高湖伝附載有高各拔事」とする。『魏書』巻32「高湖伝」〔修訂本、中華書局、2017年〕の原文は以下の通り。

高湖、字大淵、勃海蓀人也。……第三子〔高〕謐……〔高〕謐長兄〔高〕真……〔高〕真弟〔高〕各拔、廣昌鎮將。

70) 1947年版は「然則初古拔或車輅拔乃当日通常胡名、頗疑李初古拔如其同時薛洪祚之例、亦本有漢名、特以胡名著稱於史耳」。手写本は「然則初古拔或車各拔乃當時通常胡名、頗疑李初古拔如薛洪祚之例、亦本有漢名、特以魏主所賜胡名著稱耳」と書き換える。

71) 1947年版は「前所列之七條」。手写本は「之」を削除する。

五、第七の四つについては<sup>72)</sup>、李重耳父子の史実はすべて李初古拔父子の史実と一致している。第六条は第二条の付帯事項というべきものなので、論じる必要はない。第二条、第三条はじつはたがいに関係している<sup>73)</sup>。これに関連し、第五条で「宋の将軍である薛安都に敗れ、捕虜となった」と言っていることから、元嘉二十七年に南朝宋と北魏とが交戦した時、李氏父子はまじがいがなく北魏に属し、南朝には属していなかったはずである。もしそうでなければ、どうして宋の将軍に捕らわれたと言うだろうか<sup>74)</sup>。ゆえに、今、〔第二条と第三条の〕原文の「南朝宋」を「北魏」に変えてみると<sup>75)</sup>、第二条と第三条の事実はそのほかの条〔の事実〕<sup>76)</sup>と相反しないのみならず、これらとぴったりと合うのである<sup>77)</sup>。ましてや、そのほかの諸条件のなかに「元嘉二十七年」という共通の年、「李氏」「薛安都」という姓と個人名、「弘農」「金門」という地名がふくまれ<sup>78)</sup>、そして『新唐書』『宗室世系表』の記述と南北朝時代の諸史料の記述が相一致するというのは、天地の間<sup>79)</sup>にあつて偶然の一致とはとても思われぬ。そのため、今、唐の李氏を李初古拔の子孫だと仮定しても、こじつけの独断であるとはいえないだろう。

### 唐の李氏と趙郡の李氏

しかしながら、さらに論じるべきものがある<sup>80)</sup>。〔李熙とその子の天賜の墓陵について〕『唐会要』巻1「帝号・上」<sup>81)</sup>に次のようにある。

献祖・宣皇帝、諱は熙（原注。西涼の武昭王の嵩の曾孫、嗣涼王の歆の孫、弘農太守の重耳の子である）。武徳元〔618〕年六月二十二日に宣簡公の称号を与えて尊び、咸亨五〔674〕年八月十五日には宣皇帝の称号を与えて尊び、廟号を献祖とし、建初陵に葬った（原注。趙州昭慶県界にある。儀鳳二〔677〕年五月一日、追封して建昌陵とし、開元二十八〔740〕年七月十八日、詔して建初陵に改めた）。

72) 1947年版は「四條之中」。手写本は「之」を削除する。

73) 1947年版は「第二条第三条実互相關連」。手写本は「第二条第三条実為互相關連之一条」とする。

74) 1947年版は「否則何得謂為宋將所擒？」。手写本は「否則何能為宋所擒？」と書き換える。

75) 1947年版は「故今易原文之劉宋為後魏」。手写本はゴシック部分を削除して「故易劉宋為後魏」とする。

76) 1947年版は「其他諸条」。手写本は「其他諸条事實」とする。

77) 1947年版は「而且与之相成」。手写本は「而且適与之相成」とする。

78) 1947年版では「一定之時間」「姓名專名」「地理專名」。手写本は「一定之時日」「人名專名」「地域專名」とする。

79) 1947年版は「天地之間」。手写本は「之」を削除する。

80) 1947年版は「抑更有可論者」。手写本は「抑更有進者」とする。

81) 1947年版は「帝号条上」。手写本は「条」を削除する。

懿祖・光皇帝、諱は天賜（原注。宣皇帝の長男）。武徳元年六月二十二日に懿王の称号を与えて尊び、咸亨五年八月十五日には光皇帝の称号を与えて尊び、廟号を懿祖とし、啓運陵に葬った（原注。趙州昭慶県界にある。儀鳳二年五月一日<sup>82)</sup>、追封して延光陵とし、開元二十八年七月十八日、詔して啓運陵に改めた）。

〔これらの墓陵のある昭慶県とは〕『元和郡県図志』巻17（『旧唐書』巻39「地理志」および『新唐書』巻39「地理志」の趙州昭慶県条も参照<sup>83)</sup>）〔につぎのようにいう〕<sup>84)</sup>。

趙州……。

昭慶県……もとは漢の広阿県、鉅鹿郡に属す。……

皇十三代祖の宣皇帝の建六陵<sup>85)</sup>。高さ四丈、周囲八十丈。

皇十二代祖の光皇帝の啓運陵。高さ四丈、周囲六十歩。二つの陵墓は同じ陵園にあり、その周囲は百五十六歩。〔昭慶〕県の西南二十里のところにある。

……

〔また、李天賜の子である李虎とその子孫の封爵について、〕『冊府元龜』巻1「帝王部・帝系門」におおよそ次のようにある。

唐の高祖・神堯皇帝は姓を李といい、隴西狄道の人である。その先祖は……李暁であり、この人は〔西〕涼の武昭王である。〔李暁が〕亡くなると、その子の歆が位を継いだが、沮渠蒙遜にほろぼされた。歆の子の重耳は江南へのがれ、〔南朝の〕宋に仕えて汝南郡守となった。また北魏に帰属して弘農太守を拜命し、豫州刺史を贈られた。〔重耳から〕熙が生まれた。〔熙の〕初任官は金門鎮将だった。のちに、良家の子供たちで武川を守備することになって、軍と民衆を統率する役目につき、その位で終わった。この職務によって武川に住

82) 手写本では「五月」と「一日」の間に「〔?〕」がある。『唐会要』〔上海古籍出版社、1991年〕の原文は「五月一日」に作る。

83) 手写本は、『元和郡県図志』の版本を示し、「〔岱南閣叢書本。又参閱旧唐書参攷地理志趙州昭慶県条〕」とする。

84) 手写本は、最後に「云」を加える。

85) 手写本は「建六〔初〕陵」とする。『元和郡県図志』〔中華書局、1983年〕は清・光緒六年の金陵書局本を底本とするが、該当箇所本文は「建六陵」につくり、校勘において清代の張駒賢の『攷證』を引いて「〔六〕宜作〔初〕」とする。

むことになった。〔熙から〕天賜が生まれた。〔天賜は〕北魏に仕え幢主となり、大統年間に司空<sup>86)</sup>を贈られた。〔天賜から〕太祖・景皇帝の虎が生まれた。……〔虎は〕趙郡公に〔徙〕封された。……隴西公に徙封された。……北周が西魏から受禪されるや、天命をうけた北周皇帝を補佐した功績が記録され、家臣の中で筆頭の地位におかれ、唐国公に追封された。〔虎から〕世祖・元皇帝の𧈧が生まれた。……〔𧈧は〕在位十七年にして汝陽県伯に封ぜられた。……また隴西公を受け継いで封ぜられた。……北周が受禪すると、唐国公を受け継いで封ぜられた。……高祖は元皇帝の世子で、母は元貞皇后である。七歳で唐国公を受け継いで封ぜられ、義寧二年、隋から受禪された。……

現在、河北省隆平県に唐の光業寺碑が現存している。この碑文は開元十三〔725〕年に宣義郎・前行象城県尉だった楊晋が撰述したものである。中央研究院歴史語言研究所蔵の拓本があるが、欠損がひどく読むことができない。ここでは黄彭年等修『畿輔通志』巻174「古蹟略」が載録する碑文と参照しあい、その最も関係する部分を以下に抜きだしてみよう。

(上略) 皇祖・瀛州刺史<sup>87)</sup>・宣簡公、……謹んで尊号を追上し、宣皇帝と諡す。皇祖妣<sup>88)</sup>夫人張氏、尊号を追上し<sup>89)</sup>、宣莊皇后と諡す。皇祖・懿王、謹んで尊号を追上し、光皇帝と諡す。皇祖妣妃賈氏、謹んで尊号を追上し、光懿皇后と諡す。(中略) 詞に曰く<sup>90)</sup>、維れ王の桑梓<sup>ふるさと</sup>たり、本は城池<sup>つづ</sup>に際く。(下略)

私の考えはこうである。李熙と天賜の親子は同じ墓域に葬られているので、一族を埋葬した証拠である<sup>91)</sup>。光業寺碑の頌詞に「維れ王の桑梓<sup>ふるさと</sup>たり」のフレーズがあることから<sup>92)</sup>、李氏の〔李熙と天賜父子が〕葬られた地は李氏一族の代々の居住地であったことに絶対に疑いない。〔とすれば〕唐の皇室が、みずからその先祖〔の李熙〕が武川に定住したというの<sup>93)</sup>、〔彼とその息

86) 手写本では「司空公」とする。明版『冊府元龜』[中華書局影印本版、1969年]は「司空公」に作る。

87) 手写本は「瀛州刺」とするが、『畿輔通志』[清・宣統二年刊本。華文書局股份有限公司、1968年]では「瀛州刺史」に作る。1947年版も「刺史」とする。

88) 『畿輔通志』は「祖妣」に作る。1947年版は「皇祖妣」。手写本は「祖妣」とする。

89) 『畿輔通志』は「謹追上尊号」に作る。1947年版は「追上尊号」。手写本は「謹追上尊号」とする。

90) 『畿輔通志』は「辞曰」に作る。

91) 手写本は、「一族を埋葬した証拠である」を削除する。

92) 1947年版は「光業寺碑頌詞復有「維王桑梓」之語」。手写本は「復」を削除する。

93) 1947年版は「而唐皇室自称其祖留居武川之説可不攻自破矣」。手写本は「而唐代皇室自称其祖李熙留家武川之説可不攻自破矣」とする。

子の墓が河北の趙州にあることから〕論理が破綻している。また『魏書』卷106上「地形志・南趙郡広阿県条」、『隋書』卷30「地理志・趙郡大陸県条」および『元和郡県図志』卷17「趙州・昭慶県条」などによれば、李氏父子の埋葬地は、古くは鉅鹿郡に属し、山東門閥である趙郡の李氏の居住地である旧・常山郡の地に隣接しており、李虎が趙郡公に封ぜられたのは、まさにこれによることがわかる<sup>94)</sup>。また、『漢書』卷28「地理志」に中山国の唐県に堯山があることが記載され、『魏書』卷106上<sup>95)</sup>「地形志」に南趙郡の広阿県、すなわち李氏父子の埋葬の地に、また<sup>96)</sup>堯台があると記されている。李虎の死後、唐国公に追封されたが、〔その唐国の名は〕<sup>97)</sup>おそらくただ〔河北の〕中山や鉅鹿などの地方に広がり伝わっていた堯に関係する遺跡から意味をとったにすぎず、通常、広く言われているような〔山西の〕太原<sup>98)</sup>を含めて言うものではない。『大唐創業起居注』卷1<sup>99)</sup>には、

その昔、帝〔李淵〕は……〔隋の皇帝の〕詔を奉じ、太原道安撫大使となった。……帝は、太原の人々がもとは陶唐に属した人々であり、使命を奉じて〔太原へ〕赴いて安撫することは、もとの〔唐国公の〕封爵をこえることはないことから<sup>100)</sup>、ひそかにこの赴任を喜び、「天意」<sup>101)</sup>であるとおもった。

と記しているが、これは後に通常の広義の解釈によったものであり、特に北週の初めに李虎に

94) 1947年版は「知李氏父子葬地旧属鉅鹿郡、与山東著姓趙郡李氏居住之旧常山郡壤地隣接、李虎之封趙郡公当即由於此也」。手写本は「是李氏父子葬地旧属鉅鹿郡、与山東著姓趙郡李氏居住之旧常山郡壤地隣接、李虎之封趙郡公当即由於此」と冒頭の改字と「当」「也」の二字を削除する。

95) 手写本は「卷壹伯陸上」を削除する。

96) 1947年版は「復」。手写本は「又」とする。

97) 手写本は「其唐国之名」を補う。

98) 『史記』卷1「五帝本紀」の「帝堯者」に対する張守説『正義』〔修訂本、中華書局、2013年〕には次のようにある。

徐廣云「號陶唐。」『帝王紀』云「堯都平陽、於詩為唐國。」徐才宗『國都城記』云「唐國、帝堯之裔子所封。其北、帝夏禹都、漢曰太原郡、在古冀州太行恆山之西。其南有晉水。」『括地志』云「今晉州所理平陽故城是也。平陽河水一名晉水也。」

これによれば、太原はかつて陶唐と号した堯が都をおいた平陽をふくむ地域である。堯の後裔が唐国に封建されたという。「唐国公」はこれに由来するというのが、一般の認識であると陳寅恪は言うのであろう。

99) 1947年版は「大唐創業起居注」。手写本は「大唐創業起居注上」とする。訳稿は『大唐創業起居注』〔津逮秘書〕本、上海古籍出版社、1983年〕に拠り、「卷1」に改めた。

100) 李淵が唐国公を世襲していたことを指すのだろう。

101) 1947年版、手写本ともに「以為天意」とするが、『大唐創業起居注』では「以為天授」に作る。

唐国公を追封した時、そのことが趙郡〔の李氏〕<sup>102)</sup>と関係あることを暗示したとする本論の趣旨とは、同じではない。そうならば、唐の李氏は本当に趙郡の〔李氏〕<sup>103)</sup>出身だったのだろうか。もし趙郡の李氏であるならば、これもまた中国の名門であり、なぜ隴西の出自であると仮託する必要があったのだろうか<sup>104)</sup>。『元和郡県図志』巻15にある次の記載を考察してみよう。

邢州。

……

堯山県。……もとは柏人という。春秋時代は晋の邑であり、戦国時代は趙に属した。秦が趙を滅ぼすと、鉅鹿郡に属した。……北魏は「人」の字を「仁」に改めた。……天宝元年に改めて堯山県とした。

また『元和郡県図志』巻17には次のようにある。

趙州。

……

平棘県。……もとは春秋時代の晋の棘蒲邑である。……〔おそらく〕漢の初めは棘蒲とし、後に改めて平棘とし、常山郡に属した。……

……

李左車の墓は、〔平棘〕県の西南七里のところにある<sup>105)</sup>。

趙郡李氏の旧宅は、〔平棘〕県の〔西〕南二十里のところにある。〔すなわち後漢、〕魏以来の山東の旧族であり<sup>106)</sup>、また「三巷李家」と言うが、それは「東祖」が巷<sup>107)</sup>の東に住み、「南祖」が巷の南に住み、「西祖」が巷の西に住んでいることを言うのである。またこれらは「三祖宅巷」とも言った。三祖李氏もまた高邑県に属した土地を持っている。

102) 1947年版は「其与趙郡相關之本旨」。手写本は「其与趙郡李氏關係之本旨」とする。

103) 1947年版は「趙郡」。手写本は「趙郡李氏」とする。

104) 1947年版は「是亦華夏名家、又何必要仮称出於隴西耶?」。手写本では「是亦華夏名家也、又何必要自称出於隴西耶?」とする。

105) 1947年版は「李左車墓在県西南七里」。手写本は「在」を削除する。『元和郡県図志』は「李左車墓県西南七里」に作る。

106) 1947年版、手写本ともに「趙郡李氏旧宅在県南二十里、即後魏以来山東旧族也」。『元和郡県図志』では、「趙郡李氏旧宅、在県西南二十里。即後漢・魏以来山東旧族也」とするので、これに従う。

107) 「巷」は集落荘園の小路の意味。

……

元氏県。……もとは趙の公子である元の封邑であり、漢の時代はここに元氏県を設置し、常山郡に属した。漢代<sup>108)</sup>の常山太守は、みな元氏県で統治した。……

……

開業寺は、〔元氏〕県の西北十五里のところにある。すなわち北魏の車騎大將軍・陝定二州刺史・尚書令・司徒公であった趙郡の李徽伯の旧宅である。

……

柏郷県。……もとは春秋時代の晋の鄙邑の地であり、漢の時代は県となり、常山郡に属した。後漢……高邑と改名し<sup>109)</sup>、常山国に属した。北齊の天保七〔556〕年、高邑県を漢代の房子県の東北県界に移した。現在の高邑県がそれである。……

高邑故城は、〔柏郷〕県の北二十一里のところであり、もとは漢の鄙邑の所在地である。

高邑県。……もとは六国の時代、趙国の房子邑<sup>110)</sup>の地であり、漢の時代は県となり、常山郡に属した。……

……

賛皇県。……もとは漢の鄙邑県の地であり、常山郡に属した。

……

百陵崗は、〔賛皇〕県の東十里のところにある。この岡の下に趙郡の李氏の別荘がある。岡の上には李氏一族の墓が非常に多くある。

昭慶県。……もとは漢の広阿県であり、鉅鹿郡に属した。

……

皇室十三代前の先祖、宣皇帝の墓である建初陵、……。

皇室十二代前の先祖、光皇帝の墓である啓運陵、……。二つの陵墓は同じ陵園にあり、……〔昭慶〕県の西南二十里のところにある（昭慶県の条は先にすでに引用したが、解説するのに便利のように、ここでその概略を特に重ねて述べておく<sup>111)</sup>）。

108) 1947年版は「西漢」。手写本・『元和郡県図志』はともに「兩漢」に作る。これに従う。

109) 1947年版、手写本ともに「後漢改曰高邑」。『元和郡県図志』の原文は「後漢光武帝即位於鄙南千秋亭五成陌、因改曰高邑」である。

110) 1947年版、手写本ともに「房子」。『元和郡県図志』によって「房子邑」に改める。

111) 1947年版は「昭慶県条前已引及、為便於解説起見、特重出其概略於此」。手写本は「昭慶県条前已引及、因便於解説、特重出其概略於此」と改字と削除をしている。

『元和郡県図志』の著者である李吉甫は、趙郡李氏の出身である。そのため、彼の一族に関する先祖の墓地や旧宅〔の情報〕が、詳しく記録されている<sup>112)</sup>。それらの分布している地域をとりあげて調べてみると<sup>113)</sup>、趙郡の李氏のうち、有力で著名な家系が残した旧跡は、すべて常山郡の圏内にあり、これによってその家系の当時の居住地<sup>114)</sup>を推測することができる。ただし、趙郡の李氏の落ちぶれた家系もまた、昔の鉅鹿郡の旧境域に住んでいたという。『北史』巻33「李孝伯伝」末尾に載せる「趙郡李氏世系表」の一節（『新唐書』巻72上「宰相世系表二上・趙郡李氏条」および鄧名世『古今姓氏書辨證』巻21も同じ<sup>115)</sup>）に次のようにある。

〔李〕楷は、……趙王倫の難を避け、常山に移住した。〔李楷の〕子は輯という。……〔輯の〕子の慎と敦は柏仁に居住したが、その子孫はきわめて衰えた<sup>116)</sup>。

私は次のように考えている。〔李慎と李敦が居住した〕柏仁県と〔李熙と李天賜の墓陵のある〕広阿県は、北魏の時代、ともに南趙郡に属していた。その土地は隣接しており、実際、一つの地域とみなすことは可能である<sup>117)</sup>。趙郡の李氏の子孫のうち、落ちぶれた家系が柏仁に移住した時代を確定することはできないが、李楷が西晋時期の趙王倫の難を避け〔常山へ移住し〕、下ってその孫の李慎と李敦<sup>118)</sup>の世代までわずか二世代であることを考えると、李慎と李敦が柏

112) 1947年版は「皆詳載之」。手写本は「皆詳記之」とする。

113) 1947年版は「若一取其分布之地域核之」。手写本は「若取其分布之地域核之」とする。

114) 1947年版は「趙郡李氏顯著支派當時之居地」。手写本は「之」を削除する。

115) 1947年版は「北史參參李孝伯伝末附載趙郡李氏世系一節〔新唐書梁弼宰相世系表趙郡李氏条及鄧名世古今姓氏書辨證式壹同〕」。手写本は「新唐書梁弼宰相世系表趙郡李氏条（北史參參李孝伯伝末附載趙郡李氏世系一節及鄧名世古今姓氏書辨證式壹同）」と入れ替えている。脚注116で示すように、1947年版で陳寅恪が『北史』として引用する史料は、実は『新唐書』巻72上「宰相世系表二上・趙郡李氏条」にほぼ相当するので、手写本の訂正が正しい。

116) 『北史』巻33「李孝伯伝」〔中華書局、1974年〕の末に付されている趙郡李氏の世系を述べたくだりは、  
機子楷、字雄方、位書侍御史、家于平棘南。有男子五人、輯・晃・茆・勁・叡。輯字護宗、……。輯位高密郡守、二子、慎・敦。……其後、慎・敦居柏仁、子孫甚微。

と記され、陳寅恪の引用とは異なる。『新唐書』巻72上「宰相世系表二上・趙郡李氏条」には、

楷字雄方、晉司農丞・治書侍御史、避趙王倫之難、徙居常山。五子、輯・晃・芬・勁・叡。叡子昂、兄弟居巷東；勁子盛、兄弟居巷西。故叡為東祖、芬與弟勁共稱西祖、輯與弟晃共稱南祖。自楷徙居平棘南、通號平棘李氏。輯字護宗、高密太守、子慎敦、居柏仁、子孫甚微。

と記される。\_\_\_\_\_が陳寅恪の引用部分である。『新唐書』「宰相世系表」では、李輯の子を「李慎敦」一人とする読み方をしている。

117) 1947年版は「實可視為一地域」。手写本では「原可視為同一地域」とする。

118) 1947年版は「其孫慎及敦」。手写本は「及」を削除する。

仁に移住したのは、おおよそ東晋の頃にあたる<sup>119)</sup>。李熙〔と天賜〕父子がともに広阿県に埋葬されたのは、彼らの生きていた時代から計算すると、おおよそ南朝の宋から齊の時代にあたる。それゆえ、〔李慎と李敦が住んでいた柏仁県与李熙与李天賜の墓陵のある広阿県とは〕地域が隣接しており、〔李慎・李敦の生きていた東晋与李熙・李天賜が埋葬された宋・齊という〕時代<sup>120)</sup>も近接しているという関係から総合して推論すると、唐の李氏の先祖は、もともとは趙郡の李氏のうち柏仁に居住していた一族の子孫であるらしい。あるいは柏仁に住んでいた趙郡の李氏とは同族ではないけれども、同姓の一族で同じ地域に住んでいたために<sup>121)</sup>、ついにその縁によって〔趙郡の李氏に〕たより、みずから趙郡の〔李氏という〕名門の出身に仮託したことは、南北朝時代の「庶姓」が名門の姓を偽って名乗った慣例から推し量れば、きわめて可能性のあることだと思われる<sup>122)</sup>。要するに、信ずるべき史料によって常識的判断をするならば、唐の李氏の先祖は、趙郡の李氏の落ちぶれた家系<sup>123)</sup>か、そうでなければ趙郡の李氏を偽って名乗る者<sup>124)</sup>である。唐代の官撰の書で、皇室の先祖の出自を述べたものにいたっては、その中にまた本来の真実の事績が残っていたのだが、しかし、その大部分<sup>125)</sup>はことごとく後世の人によって覆いかくされ、根拠のない誇張した事実に書き換えられている。歴史の研究者はしっかりと見分けなければならず、ただちに〔史料を〕すべて信じて従ってはいけない。

また、『魏書』卷99「私署涼王李暠伝」では、そもそも李重耳が南に逃げたことを記載していない。伝世の『十六国春秋纂録』卷6「西涼録」にもまた、この事を載せていない。しかし、〔清代の〕湯球の〔編纂書である〕『十六国春秋輯補』は、唐代に編纂された『晋書』「涼武昭王伝」<sup>126)</sup>を転載し〔李重耳が南朝の宋へ逃げたという〕蛇足をくわえているが<sup>127)</sup>（湯球『十六国春秋輯補』「叙例」を参照<sup>128)</sup>）、これはまったく学識が無いことである。現在、敦煌写本の『十六国春

119) 1947年版は「約在江左東晋之時」。手写本では「約在南朝東晋之時」とする。

120) 1947年版は「時代」。手写本は「年代」とする。

121) 1947年版は「但以同姓一姓同居一地之故」。手写本では「而以同居一地同姓一姓之故」とする。

122) 1947年版は「衡以南北朝庶姓冒称士族之慣例、殊為可能之事」。手写本では「衡以南北朝庶姓冒託士族之慣例、亦為可能之事」とする。

123) 原文は「破落戸」。

124) 原文は「假冒牌」。

125) 1947年版は「其大部」。手写本は「其半部」とする。

126) 『晋書』卷87「涼武昭王伝」〔中華書局、1974年〕

〔李〕士業子重耳、脱身奔於江左、仕於宋。後帰魏、為恒農太守。

127) 『十六国春秋輯補』卷94「西涼録三・李暠」〔中華書局、2020年〕

〔李〕歆子重耳脱身奔於江左、仕於宋、後帰魏、為弘農太守。

128) 湯球『十六国春秋輯補』「叙例」

一、此本於纂録所刪節處、以晋書張軌・李暠等伝及劉淵諸載記補足者、蓋以伝記与纂録合觀、其刪節之迹

秋』残巻は、惜しむらくはまだ見ることができないので、これと関係があるかどうかかわからないが<sup>129)</sup>、偽本の『十六国春秋〔輯補〕』が記載する李重耳のことが唐代に編集された『晋書』から取られたことについては、まったく論駁する価値はない<sup>130)</sup>。

### 唐の皇室が「隴西の李氏」を称した理由

つぎに『周書』巻4「明帝本紀」（『北史』巻9「明帝本紀」<sup>131)</sup>）には次のようにある。

〔明帝の〕二年三月庚申、次のように詔した。「三十六国九十九姓は、北魏の孝文帝が南に移って以来、みな河南の人と称するようになった。今、周の皇室が関中に都を置いた以上、京兆の人と改称すべきである」と。

『隋書』巻33「経籍志」史部の譜系篇<sup>132)</sup>の序に次のようにある。

北魏が洛陽に遷都した時、八氏十姓がいて、すべて〔拓跋の〕皇室の一族から出たものだった。また三十六族があって、〔これは〕北魏に従った諸国の数であり、九十二姓は代々〔拓跋部以外の〕部落の「君長大人」になった人々である。これらはすべて河南洛陽の人をのった。中国の人士は家柄に序列をつけ、四海大姓・郡姓・州姓・県姓があった。〔北〕周の太祖〔の宇文泰〕が関中に入るにおよんで、諸姓の子孫で功績がある者は、すべてその宗族の首長とさせ、譜録を撰述させ、その一族の家系を記させた。また関内の諸州を彼らの本籍地とさせた。

上に引用した史料について厳密に解釈すると、『隋書』「経籍志」の「北魏が洛陽に遷都した時」から、「これらはすべて河南洛陽の人となった」までの一段落は、もっぱら「鮮卑など北族胡人」をにつ

可見、且与原書之引於各書者、其字句多同、則知此伝記実採十六国春秋而成。

129) 敦煌写本のうち、『十六国春秋』の佚文であると陳寅恪が認識していたのは、現在は日本の杏雨書屋が所蔵する「敦煌秘笈」のものだろう。『敦煌秘笈』「目録冊」〔武田科学振興財団、2009年〕には「十六国春秋」(38R)と「十六国春秋後燕録」(72aR)二点の名がみえる。ただし、五胡の会(編)『五胡十六国羈史輯佚』〔燎原書店、2012年〕では、これらは『三十国春秋』の特徴がみられるという。いずれにしても、「西涼録」とは関係が無いようである。

130) この一段落は、手写本ではすべて削除されている。

131) 1947年版は「北史玖明帝紀」。手写本は「北史玖周本紀上」とする。

132) 1947年版では「譜序篇」。手写本では「譜系篇」と修正する。『隋書』の引用箇所末尾に「以為譜系篇」とあるので、これに従う。

いて言っていることであり、その事情は『魏書』卷113「官氏志」など見える<sup>133)</sup>。すなわち北魏の孝文帝が「胡姓」を「漢姓」に変えたことである<sup>134)</sup>。〔先に引いた〕『周書』および『北史』にみえる北周の明帝の二年（西暦558年）三月庚申の詔書もまたもっぱら「胡人」について言っているものである。明帝二年は、〔西〕魏の孝武帝が関中に入った年<sup>135)</sup>（西暦534年）から24年後のことであり、西魏の恭帝元年（西暦554年）に、功績のある將軍たちの姓を「胡姓」に改めた<sup>136)</sup>（このことは『周書』卷2「文帝本紀下」、『北史』卷9「周本紀上」に見える<sup>137)</sup>）4年後のことである。ゆえに洛陽に遷都した〔時に従った〕諸々の「胡族」で、〔さらに宇文泰とともに〕関中へ移った者たちが京兆の郡望に改めたのは、まさに功績のある漢人の諸將が関内の郡望に改めた後のことである<sup>138)</sup>。

また<sup>139)</sup>『隋書』「経籍志」の「その中国士人」から「また関内の諸州を彼らの本籍地とさせた」までの一節は、もっぱら漢人について言っている部分である。とすれば、唐の李氏が西涼の直系の子孫と称したのは、「すべてその宗族の首長とさせ、譜録<sup>140)</sup>を撰述させ、その一族の家系を記させ」たことに対応し、趙郡の郡望を改めて隴西の郡望としたことは、すなわち「また関内諸州をその自分の本籍地とした」部分に相当する。私の仮説は、この史料を得てより一層証明できるのではなかろうか。よく理解できないことは、以前の人がどうしてこのことにいまだかつて気がつかなかったのかということである。それとも別によりすぐれた説があるのだろうか<sup>141)</sup>。この点、博識な諸賢に教えを乞うものである<sup>142)</sup>。

次に<sup>143)</sup>、『唐会要』卷3「皇后条」（「開元十三年光業寺碑文」及びパリ図書館所蔵の敦煌写本

133) いわゆる北魏の孝文帝による「漢化政策」の一環としておこなった虜姓廃止のことである。『魏書』卷113「官氏志」には、その時の改姓の例が挙げられている。

134) 1947年版では「即魏孝文帝改胡姓為漢姓之事」。手写本では「帝」字を削除する。

135) 1947年版は「明帝二年在魏孝武帝入関之年」。手写本では「之年」を削除する。

136) 1947年版は「改有功諸將姓為胡姓」。手写本は「姓」字を削除する。

137) 『周書』卷2「文帝本紀下」西魏恭帝元年条

魏氏之初、統国三十六、大姓九十九、後多絶滅。至是、以諸將功高者為三十六国後、次功者為九十九姓後、所統軍人、亦改從其姓。

138) 1947年版は「故從入関之遷洛諸胡族其改京兆郡望当在有功諸漢將改関内郡望之後也」。手写本は「故知入関之遷洛胡族其改郡望疑尚在漢人以後也」とする。

139) 1947年版は「又隋志之文」。手写本は「至隋志之文」とする。

140) 1947年版は「譜牒」と誤植する。手写本は正しく「譜録」とする。

141) 1947年版は「抑別有其他較勝之説耶」。手写本は「抑或別有其他較勝之説耶」と「或」を加える。

142) 1947年版は「此則深願求教於博識通人也」。手写本では「寅恪所願求教於通人也」と修正する。

143) 手写本では、この文が始まる前に「李唐在李淵以前其血統似未与胡族混雜」と書かれた上に、削除の指示がなされている。

P250H「唐代祖宗忌日表」<sup>144)</sup>などはすべて同じ<sup>145)</sup>には以下のようにある。

宣皇帝（熙）の皇后は張氏である。

光皇帝（天賜）の皇后は賈氏である。

景皇帝（虎）の皇后は梁氏である。

元皇帝（昞）の皇后は独孤氏である<sup>146)</sup>。

これによると、張氏と賈氏は漢姓であるから、彼女らが「漢族」であることは、まったく疑いない。梁氏は、梁禦のように「胡族」出身の可能性があるが（『周書』巻19および<sup>147)</sup>『北史』巻59「梁禦伝」に見える。また『魏書』巻113「官氏志」に「拔列氏は後に梁氏と改称した」とある）、しかし梁氏はもともと漢姓であり、〔梁姓の〕大部分は「漢族」である。その中に極めて少数の「胡族」出身がいることを理由にして<sup>148)</sup>、ただちに梁氏のすべてが「胡族」である、ひとくくりにして推定することはできない。だから李虎の妻の梁氏について、その氏族の出身を確実に証明することがまだできないうちは、これを漢族とみなすことが比較的妥当であろう。そうならば唐室李氏の血統は、もともとは「<sup>漢人</sup>華夏」であり、「<sup>非漢人</sup>胡夷」と混血したのは、比較的遅いということになる<sup>149)</sup>。

ここに上述の史料によって、李熙から李世民までの唐皇室の李氏の家系図をつくり、参考にしよう。李重耳はおそらくもともと実在しなかったか、あるいは李初古拔が投影された人物であるため、この系図には入れず、この疑問を保留する。およそ女性の血統で確実に漢族である

144) 現在の整理番号では、Peliot2504となっている。また、そのタイトルも『法国国家図書館蔵敦煌西域文献』⑭ [上海古籍出版社、2001年、359-363頁] に収録されたものでは「天宝令式表」とする。ペリオ番号のくい違いについて、赤木崇敏氏（東京女子大）によれば、「IV」を見誤ったのではないかという。また陳寅恪は、P. 2504の原本をおそらく見ておらず、日本人研究者の研究成果から情報を得たらしい。永田知之「陳寅恪論及敦煌文献雑記——利用経路を中心に」（『敦煌写本研究年報』26、215-237頁）参照。この情報も赤木氏から教示された。ここに謝意を表します。

145) 1947年版で「開元十三年光業寺碑文及巴黎図書館蔵敦煌写本伯希和号式伍拾日唐代祖宗忌日表等均同」部分は、手写本では『唐会要』を引用した後ろの本文に、「又開元十三年象城県尉楊晋撰光業寺碑文及巴黎国民図書館蔵敦煌写本伯希和号式伍拾日唐代祖宗忌日表均同」と、加筆のうえ組み込まれている。

146) 1947年版では「景皇帝（昞）皇后梁氏」「元皇帝（虎）皇后独孤氏」と誤記している。手写本では訂正されている。また、上海古籍出版社でも修正されている。

147) 1947年版は「見周書壹玖北史伍玖」。手写本は「見周書壹玖及北史伍玖」と「及」を補う。

148) 1947年版は「未可以其中有極少数出自胡族之故」。手写本は「未可以其中有少数出自胡族之故」とする。「少数」の後ろに「例外」の2字があるが、丸で囲んで削除している。

149) 1947年版は「乃一較晚之事實也」。手写本は「乃一較晚之事實歟？」とする。

と分かる者は□□で示し、「胡族」だと確実にわかる者は\_\_\_\_\_で示す。「胡族」の疑いがあるけれども、まだその確証を見いだせず、よって漢族をみなすべき者は家\_\_\_\_\_で示す<sup>150)</sup>。

李熙	天賜	虎	昞	淵	世民
張氏	賈氏	梁氏	独孤氏	竇氏	長孫氏

ここに上で引用した史料とその解釈にもとづいて、唐の李氏の家系が前後して書き換えられた過程と「胡漢」の文化問題について説明してみよう。この家系が書き換えられた過程は、実にただ唐の皇室の李氏一族ばかりでなく、およそ多くの北朝隋唐時代の支配階級の家家<sup>151)</sup>もまたこれと同じであり、このことは実に中国中古史上の大きな問題であり、また歴史学においても隠された事実が明らかになったのである<sup>152)</sup>。

(以上、今号)

150) 1947年版は「但在未発見確證、仍可認為漢族者、則標以□□符号」。手写本は「但在未発見其漢族之反證、姑仍可認為漢族者、則標以□□符号」とする。

151) 1947年版は「凡多数北朝隋唐統治階級之家」。手写本は「凡属北朝隋唐統治階級之諸族」とする。

152) 1947年版は「亦史学中千載待發而未發之覆也」。手写本は「而未發」を削除する。